

平成23年山形村議会第1回定例会

議事日程（第3号）

平成23年3月11日（金曜日）午後 1時00分開会

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 提出議案の訂正について

日程第 3 提出議案の撤回について

《追加提出議案、提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 4 議案第24号

日程第 5 議案第25号

日程第 6 議案第26号

日程第 7 議案第27号

《委員会付託請願、陳情、審議、表決》

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 8 23陳情第 1号

日程第 9 23陳情第 2号

《既提出議案、審議、表決》

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第10 議案第 3号

日程第11 議案第 4号

日程第12 議案第 5号

日程第13 議案第 7号

日程第14 議案第 8号

日程第15 議案第 9号

日程第16 議案第10号

日程第17 議案第11号

日程第18 議案第12号

日程第19 議案第13号

日程第20 議案第14号

- 日程第 2 1 議案第 1 5 号
日程第 2 2 議案第 1 6 号
日程第 2 3 議案第 1 7 号
日程第 2 4 議案第 1 8 号
日程第 2 5 議案第 1 9 号
日程第 2 6 議案第 2 0 号
日程第 2 7 議案第 2 1 号
日程第 2 8 議案第 2 2 号
日程第 2 9 議案第 2 3 号

《追加議案、審議、表決》

(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 3 0 発議第 1 号
日程第 3 1 発議第 2 号
日程第 3 2 閉会中の継続審査の申出について
閉会宣告
-

出席議員 (1 2 名)

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 三 澤 一 男 君
3 番 小 林 武 司 君	5 番 上 條 光 明 君
6 番 宮 澤 敏 君	7 番 竹 野 園 麿 君
8 番 柴 橋 潔 君	9 番 中 村 弘 君
1 0 番 上 条 浩 堂 君	1 1 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 2 番 大 月 民 夫 君	1 3 番 神 通 川 清 一 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 清 沢 實 視 君 副 村 長 百 瀬 泰 久 君

教 育 長 本 庄 利 昭 君 総 務 課 長 山 口 隆 也 君

会計管理者	上条佐登子君	保健福祉課長	平沢隆一君
住民税務課長	笹野初雄君	農林建設課長	中村俊春君
保育園長	大池孝夫君	教育次長	小口正君
総務課 考査役	住吉誠君		

事務局職員出席者

事務局長	小野勝憲君	書記	藤沢ゆきみ君
------	-------	----	--------

◎開議の宣告

- 議長（神通川清一君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。
会議規則第118条の規定により、5番・上條光明議員、6番・宮澤敏議員を指名します。
-

◎提出議案の訂正について

- 議長（神通川清一君） これより議事に入ります。
日程第2、「提出議案の訂正について」を議題とします。
お手元に配付のとおり、3月4日議案第4号「山形村ふれあいの館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」議案の訂正請求がござっております。
議案第4号について、請求のとおり訂正したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、議案第4号「山形村ふれあいの館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、訂正することに決定しました。

◎提出議案の撤回について

○議長（神通川清一君） 日程第3、「提出議案の撤回について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、3月4日議案第6号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」議案の撤回請求が出されております。

議案第6号について、請求のとおり撤回したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、議案第6号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、撤回することに決定しました。

◎議案第24号～議案第27号

○議長（神通川清一君） 次に、本日追加提出されました議案について審議、表決を行います。

日程第4、議案第24号から日程第7、議案第27号を一括議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

○議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました議案第24号から議案第27号について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

○村長（清沢實視君） それでは、議案第24号から議案第27号までの提案説明を申し上げます。

議案第24号は、「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

平成23年2月15日に、山形村議員報酬及び特別職給料審議会により、常勤の特別職の給料額のあり方について答申がございました。

答申内容は、常勤の特別職の給料月額を15%減額することが望ましいというもの

でございました。そこで、答申内容を尊重いたしまして、常勤の特別職の給料月額を15%減額するため、特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第25号でございます。「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の条例改正につきましては、議案第24号で説明申し上げました平成23年2月15日の山形村議員報酬及び特別職給料審議会の答申内容を尊重し、議員の報酬月額を7.5%減額するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第26号でございます。「特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例を廃止する条例について」でございます。

常勤の特別職の給与につきましては、住民にわかりやすい内容とすべきであり、特例条例は廃止することが望ましいという山形村議員報酬及び特別職給料審議会の答申内容を尊重いたしまして、特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例を廃止するものでございます。

次に、議案第27号でございます。「山形村議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を廃止する条例について」でございます。

廃止しようとする理由につきましては、先に申し上げましたが、議案第26号の説明と同様でございます。

以上、議案第24号から議案第27号までの提案説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

以上であります。

○議長（神通川清一君） 以上で村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第24号についての詳細説明はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 次に、議案第25号についての詳細説明はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 次に、議案第26号についての詳細説明はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 次に、議案第27号についての詳細説明はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） これより、議案第24号から議案第27号までの議案について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま一括議題としました議案第24号から議案第27号については、既に議会全員協議会において説明を受けておりますので、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、討論、採決を行います。

続いて、順次討論、採決を行います。

日程第4、議案第24号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、議案第24号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第25号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第25号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第26号「特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例を廃止する条例について」討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第26号「特別職の職員で常勤の者等の給与の特例に関する条例を廃止する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第27号「山形村議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を廃止する条例について」討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第27号「山形村議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を廃止する条例について」は、原案のとおり可決されました。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長(神通川清一君) 次に、議案整理後に提出がありました陳情について審議、表

決を行います。

議案整理後に提出がありました陳情について、既に所管の常任委員会に審査いただいておりますので、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果は、お手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

住民福祉常任委員会の審査結果の報告を求めます。

竹野入恒夫住民福祉常任委員長。

(住民福祉常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

○住民福祉常任委員長(竹野入恒夫君) 議案整理後に提出されました陳情2件につきまして、審査をいたしましたので審査結果を報告いたします。

議案整理後に提出された陳情2件につきましては、去る3月7日に委員会審査を行い、23陳情第1号「最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書を国に提出すること求める陳情」につきましては、採択とし、内閣総理大臣、厚生労働大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

23陳情第2号「保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書」については、採択とし、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当(少子化対策担当)大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94号第1項の規定により、住民福祉常任委員長の審査結果の報告を申し上げましたので、審査をよろしくお願い申し上げます。

○議長(神通川清一君) 常任委員長の報告が終わりました。

これより、常任委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(神通川清一君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、陳情について討論、採決を行います。

◎23陳情第1号

○議長(神通川清一君) 日程第8、23陳情第1号「最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書を国に提出することを求める陳情」に

ついて討論、採決を行います。

お諮りします。本陳情は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての住民福祉常任委員長の報告は、採択であります。

本陳情は、採択と決定するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、23陳情第1号「最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書を国に提出することを求める陳情」については、採択と決定しました。

◎23陳情第2号

○議長(神通川清一君) 日程第9、23陳情第2号「保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書」について討論、採決を行います。

お諮りします。本陳情は討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) 異議があるようですので、討論を行います。

最初に、本陳情に反対の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

○議長(神通川清一君) 次に、本陳情に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番(大池俊子君) 1番、大池です。賛成の立場から討論したいと思います。

これまで国が設ける職員数と設備や施設の基準を一定以上満たすことで保育の質や水準を確保してきました。新システムは、幼稚園と保育園を一本化させた「こども園」と名称を変更したり、運営にも企業も参入できるように国の基準をなくすものです。

自治体は、要保護度を一人ひとりの子どもについて審査して必要な保育時間を認定するだけ、保護者は要保護度に応じて保育を受け入れてくれる指定事業者を自分の足で探し、指定事業者と個別に契約を結んで保育料を支払うという直接契約制の仕組み

です。介護保険と同じです。

また、保育料は現在は保護者の所得に応じた金額を負担する応納負担ですが、このシステムでは一律の保育料を支払う応益負担になり、今より高くなることの懸念が考えられます。園側も保育料が徴収できなければ運営が困難になり、保育料を徴収することにもさらに力を割くこととなります。新システムは、国の責任放棄であり、安心できる保育制度は公的保障を充実してこそ実現するものです。よって、賛成討論とします。

○議長（神通川清一君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての住民福祉常任委員長の報告は、採択であります。

本陳情は、採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、23陳情第2号「保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書」については、採択と決定しました。

◎既提出議案審議、表決

○議長（神通川清一君） 次に、常任委員会付託の議案について審議、表決を行います。

日程第10、議案第3号から日程第29、議案第23号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務農林常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂総務農林常任委員長。

（総務農林常任委員長 上条浩堂君 登壇）

○総務農林常任委員長（上条浩堂君） 総務農林常任委員会付託議案の審査結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案につきましては、去る3月3日の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会規則第77条の規定により報告します。

議案第 3 号「新和連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」、議案第 7 号「山形村村道等の占有料徴収に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 8 号「山形村ミラ・フード館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 9 号「平成 22 年度山形村一般会計補正予算（第 5 号）の所管の款・項」、議案第 14 号「平成 22 年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）」、議案第 15 号「平成 22 年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」、議案第 16 号「平成 22 年度山形村水道事業会計補正予算（第 2 号）」、議案第 17 号「平成 23 年度山形村一般会計予算の所管の款・項」、議案第 21 号「平成 23 年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」、議案第 22 号「平成 23 年度山形村公共下水道事業特別会計予算」、議案第 23 号「平成 23 年度山形村水道事業会計予算」の 11 議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（神通川清一君） 次に、住民福祉常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫住民福祉常任委員長。

（住民福祉常任委員長 竹野入恒夫君 登壇）

○住民福祉常任委員長（竹野入恒夫君） 住民福祉常任委員会に付託されました議案の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る 3 月 7 日審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 4 号「山形村ふれあいの館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 5 号「山形村子ども医療給付条例の一部を改正する条例について」、議案第 9 号「平成 22 年度山形村一般会計補正予算（第 5 号）の所管の款・項」、議案第 10 号「平成 22 年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」、議案第 11 号「平成 22 年度山形村老人保健医療特別会計補正予算（第 2 号）」、議案第 12 号「平成 22 年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」、議案第 13 号「平成 22 年度山形村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」、議案第 17 号「平成 23 年度山形村一般会計予算の所管の款・項」、議案第 18 号「平成 23 年度山形村国民健康保険特別会計予算」、議案第 19 号「平成 23 年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第 20 号「平成 23 年度山形村介護保険特別会計予算」の 11 議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（神通川清一君） 各常任委員長の審査報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

常任委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、順次討論、採決を行います。

それでは最初に、日程第10、議案第3号「新和連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」を討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、議案第3号「新和連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11、議案第4号「山形村ふれあいの館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、議案第4号「山形村ふれあいの館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第5号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条

例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第5号「山形村子ども医療給付金条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第7号「山形村村道等の占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第7号「山形村村道等の占用料徴収に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第8号「山形村ミラ・フード館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、議案第8号「山形村ミラ・フード館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第9号「平成22年度山形村一般会計補正予算（第5号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、議案第9号「平成22年度山形村一般会計補正予算（第5号）」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第10号「平成22年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決をします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、議案第10号「平成22年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第11号「平成22年度山形村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、議案第11号「平成22年度山形村老人保健医療特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第12号「平成22年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、議案第12号「平成22年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第13号「平成22年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第13号「平成22年度山形村介護保険特別会計補正予算(第4号)」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第14号「平成22年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第2号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第14号「平成22年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第15号「平成22年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第15号「平成22年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第16号「平成22年度山形村水道事業会計補正予算(第2号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第16号「平成22年度山形村水道事業会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第17号「平成23年度山形村一般会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

竹野園麿議員。

○7番(竹野園麿君) 議席番号7号、竹野園麿です。反対討論をさせていただきます。

私は、2つの理由で反対ということにさせていただきます。

まず1つには、委員会でも申し上げましたが、予算の編成の仕方が、本来ある歳出予算については、事業の目的ごとに編成する。つまり、一般村民が、あるいは議会にとってもわかりやすい予算編成であるべきと、これまでもほぼそういう方向であったものが、編成の仕方が目の中身を分けてしまっている。非常にわかりにくいものになってしまっているということが1つ。

それからこれも委員会でもって質問して内容確認させていただきましたけれども、保育園の建設関係の予算の中で、保育園建設の基金から3億円歳入として取り込んでおります。それが歳入の中では一般財源というふうに扱われております。今日の全協の中でも確認させていただきましたが、もし、これが3億円という大きな額ですが、一般財源になっているために、もし入札差金等で予算より費用が下回った場合、残りの額は一般財源として使われる、そういう道が開かれてしまっている。これは私は、歳入の中身が基金という特別の目的にだけしか使ってはならないという地方自治法241条の趣旨、これに反しているというふうに思います。つまり、何年も前から積み上げてきた、こういう予算を一般財源に使えるという道を開くということは、予算の単年度主義という原則にももともとなくそういうふうに私は解釈いたします。

この2つの点で反対するものでありますが、委員長報告のとおり全体としては多分賛成されるだろうと思っておりますけれども、こういうことが後年この予算をもう1回見られたときに、議会として何のチェックもかけていなかったという、そういうことでもって議会の不名誉を残さないために、議会の中でチェックされたのだという、現在の議会の名誉のために私は反対といたします。

○議長（神通川清一君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 1番、大池です。平成23年度予算は、前年度比21.2%増の36億5,200万円でのスタートです。中身は保育園などの建設工事費や認可保育園の移行事業、消防団の詰所建設、また、中学生までの医療費無料化は、子どものいる親にとっては長年の夢でした。その他福祉の面では、村独自の介護保険利用者の負担軽減は、独自でずっと続かれています。また、教育面でも、図書室から図書館への格上げや、障害児者や特別支援学級、不登校児童への配慮などきめ細かなものがたくさんあります。住民へ向けた、住民にとって非常に生活に有利になる事業がたくさんあります。

一方で、観光協会関連へ、先ほどありましたが1,600万円あまりかけて3人採用という、この問題はもう少し、農家でも人件費を抜かせば収入がないほど人件費というのは大変なものです。この3人の中身を見ましても、やはりもうちょっと精査して、コーディネーター的な役割を細かく計画してもらって、もっと効率的にやってほしいと思います。

また、清水高原スカイランドきよみずへは4,400万円という金額です。村民からすれば、「またスカイランドへお金をかけるの」というのが聞かれています。

昨年12月28日に、自治体向けに総務省から指定管理者に対する通知が出ていますが、価格競争による入札とは違います。労働条件に適切な配慮がなされるべき、また、サービス向上、イメージアップのためにも、違った面でも検討して行ってほしいと思います。目玉であった入湯税も盛られています。最後までこの点は追求し、村民みんなが利用しやすい、また、黒字に転換できるような方向へ持って行ってほしいと思います。

平成の大合併に屈しない山形村自立の存続の村は、大きな柱です。隣の波田町でも、「合併により住民福祉サービスが大幅に低下した」という声が聞かれます。人口増加率県下5番目、中信地方ではトップ、子どもの人数も増えて活気のある村です。山形

保育園建設、また、子育て支援センターは、広く住民意見を取り入れ充実した施設運営ができることを希望しまして賛成討論とします。

○議長（神通川清一君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） 異議がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

上条浩堂議員。

○10番（上条浩堂君） 議席番号10番、上条浩堂。2点の点から本年度の予算に異議を唱えるものであります。

先ほどの竹野議員のおっしゃるとおり、本年度、目が大分編成し直されまして、少なくとも私にはわかりにくい予算案に見受けられました。

もう1点、10年一律のごとく前年度と全く同じ予算案を示されるようでは本当に精査し審査されたか、ここに警鐘を鳴らすべく、以上、反対の討論といたします。

○議長（神通川清一君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 以上で討論を終結し直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立多数であります。よって、議案第17号「平成23年度山形村一般会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第18号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計予算」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第18号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第19号「平成23年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第19号「平成23年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第20号「平成23年度山形村介護保険特別会計予算」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、議案第20号「平成23年度山形村介護保険特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第21号「平成23年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、議案第21号「平成23年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第22号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計予算」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、議案第22号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第23号「平成23年度山形村水道事業会計予算」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、議案第23号「平成23年度山形村水道事業会計予算」については、原案のとおり可決されました。

以上で、既提出議案審議表決は終了しました。

ここで、先ほど採択となりました陳情について、意見書の提出を要するものについ

て、今、会期中に意見書の提出をしたいと思います。

ここで、会議を一旦休憩し、意見書議案の作成を行います。休憩。

(午後 2時02分)

○議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午後 2時04分)

◎発議第1号

○議長（神通川清一君） 日程第30、発議第1号「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」の提出について議題とします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

竹野入恒夫議員。

(11番 竹野入恒夫君 登壇)

○11番（竹野入恒夫君） 発議第1号の「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思います。

菅政権は、最低賃金抜本改正、中小企業支援策の強化、緊急雇用対策、第2のセーフティネット構築などを政策課題として打ち出していますが、実際は遅々として進んでいません。最低賃金の引き上げは、景気刺激策として有効です。中小・零細企業への支援策を十分講じつつ、最低賃金の引き上げを図れば、サービスに対する需要が増え、中小・零細企業の仕事も雇用も拡大するという効果を生じます。低すぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくし、景気回復へ転換させるように関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

○議長（神通川清一君） 本案提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。

本案に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、発議第1号「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」の提出についての方は、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号

○議長（神通川清一君） 日程第31、発議第2号「保育制度改革に関する意見書」の提出について議題とします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

○11番（竹野入恒夫君） 発議第2号「保育制度改革に関する意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思っております。

急速に進む少子化の一方で、経済不況などから保育所入所の要求は高まり、多くの自治体で待機児童が急増しています。政府はこうした情勢のもと少子化社会対策会議などで、「子ども・子育て支援システム」の基本制度案要綱を決定し、児童福祉法などの関係法案の改正を行い2013年からの実施を目指しております。

このシステムは、すべての子どもを社会全体で支援するとしながら、直接契約を基本とする保育の市場化と公的責任の縮小、最低基準の廃止、保育料の応益負担の導入、拙速な幼保一体化などを提案しています。これは現在の保育水準を低下させ、子どもと保護者、保育者に一層負担を強いるだけでなく、経済的に困難な家庭や障害のある子どもなど福祉を必要とする家庭や子どもが排除されかねないことと、また、施設の安定的な運営が困難になることなどが危惧されております。

現行制度を解体するのではなく、財源確保の上で保育、幼児教育、子育て支援、学童保育施策の拡充を行うよう関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命少子化対策担当大臣です。

○議長（神通川清一君） 本案提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。

本案に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、発議第2号「保育制度改革に関する意見書」の提出についての件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長（神通川清一君） 日程第32、「閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

各委員長より会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査・調査の申出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、各委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり閉会中もなお継続審査・調査することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（神通川清一君）　ここで、村長よりあいさつがあります。

清沢村長。

（村長　清沢實視君　登壇）

○村長（清沢實視君）　閉会のごあいさつを申し上げたいと思います。

　今月２日から始まりました今期定例会でございましたが、ただいまをもちまして全予定を終了となりました。この間、私どもが上程いたしました議案は、集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについての議案１件、また、条例の改正や廃止等本日提案いたしました４議案の案件を含めまして８件、それに平成２２年度補正予算一般会計を含め８会計８件、さらには、平成２３年度予算一般会計も含めまして７会計７件の合計２４件の議案すべて原案どおり可決いただきました。改めてここに厚く御礼を申し上げます。

　今期定例会において成立いたしました諸案件の執行に当たりましては、議員各位より出されましたご意見を十分に尊重しつつ慎重を期してまいる所存でございます。

　さて、議員の皆様におかれましては、この時期、公的行事や会議が多いと思います。どうかご健康にはくれぐれもご留意されまして、ご健勝にてご活躍をされますことを心よりご祈念いたしまして、簡単ではございますが閉会のごあいさつといたします。ご苦労さまでございました。

○議長（神通川清一君）　この３月３１日をもって退職される平沢保健福祉課長、大池園長、上条会計管理者、小口教育委員会考査役の管理職の皆様には大変長い間、村政発展のためにご尽力を賜り、まことにありがとうございました。後ほど議会全員協議会の席でごあいさつをいただきたいと思いますが、私からも一言お礼を申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（神通川清一君）　以上で、平成２３年第１回議会定例会を閉会し散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後２時１３分）